

令和6年度第1回門真市水道料金等収納業務委託プロポーザル審査委員会 議事録

開催日時 令和6年7月10日(水) 午前10時00分から11時00分

開催場所 泉町浄水場内 第1会議室

出席者 出席人数6人/全6人中

廣田委員長・西岡副委員長・小野委員・山口委員・野崎委員・松岡委員

事務局 加藤課長補佐・塔筋課長補佐・宇崎主査

議題 ①委員会の公開・非公開について

②提案募集説明書(案)の概要説明について

③水準書(案)の概要説明について

④その他

【事務局】

定刻になりましたので、只今から第1回、門真市水道料金等収納業務委託プロポーザル審査委員会を開催します。私は、司会を務めますお客さまセンターの宇崎と申します、よろしくお願いいたします。まず初めに本日出席の委員は、6名中6名の方が出席いただいております、過半数以上出席されていますので本審査委員会は成立しておりますことを御報告いたします。また本審査委員会につきましては、議事録作成のため、録音いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をいたします。資料の右上に資料番号をふっております

資料1 次第

資料2 「門真市水道料金等収納業務委託プロポーザル審査委員会設置要領」

資料3 「提案募集説明書(案)」

資料4 「評価点数表」

資料5 「水準書(案)」

資料6 [協定書]

資料7 「基準業務量」

資料8 「現行の水道料金等収納業務フロー」

資料9 「現行の検針等スケジュール」

資料 10 「各種帳票」以上 10 点でございます。

資料を見れない方おられますでしょうか。おられましたら、紙ベースのものを用意していますので、仰ってください。

それでは、ここで本委員会の委員長、副委員長、並びに委員の方々を御紹介いたします。資料 2 の門真市水道料金等収納業務委託プロポーザル審査委員会設置要領第 3 条第 2 項の規定により、委員長には廣田部長、副委員長には西岡次長に御願しております。

続きまして委員の御紹介をいたします。経営総務課小野課長、水道事業課山口課長、公共下水道事業課野崎課長、お客さまセンター松岡センター長の計 6 名の皆さまにより審査会を構成し、御審査いただきますのでよろしくお願いいたします。続きまして、委員会の開催にあたりまして、廣田委員長より御挨拶をお願いいたします。

【廣田委員長】

それでは、委員会設置要領に基づきまして、委員長をさせていただきます。よろしく申し上げます。本日は何かと忙しい中、門真市水道料金等収納業務委託プロポーザル審査委員会に御参集いただきましてありがとうございます。

上下水道事業を取り巻く環境としましては、本市に関わらず人口減少を伴う給水収益と業務を担う技術職員の減少、非常時での迅速な対応、それから老朽化した施設の更新需要の増大からますます厳しい事業を強いられる中、また、ウォーター PPP など管理更新一体マネジメント方式がどうなるか、今後避けて通れない課題が山積してございます。今般、門真市水道料金等収納業務委託につきましては、前回、平成 31 年度に受託業者を公募型プロポーザル方式にて選定し 5 年間の期間で契約しました。この契約期間が切れますと最初に委託業務を行ってから 15 年経過ということになります。先程も申し上げましたけれども、今後の上下水道事業の方向性を見極めていく中で、事業運営体制についてしっかりと議論をしていく必要がございます。収納業務という、お客さまセンターでの日常業務と非常に関わりの深い議論をしていかなければならない案件のひとつになってございますが、来年 10 月から再度 5 年間の受託業

者を公募型プロポーザル方式で選定し、進めてまいりたいと考えてございます。

市民の生活に直結する極めて重要な課題に対して、民間の創意工夫、またノウハウを活用し、これまで以上に水道料金等収納業務を効率的に進めていくためにも、各委員の皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、本業務の包括委託契約を結ぶに至りますよう、お願い申し上げまして簡単ではございますが委員会就任のあいさつといたします。

【事務局】

御挨拶ありがとうございました。それでは、早速ではございますが、審査に移らせていただきます。以降の進行は、廣田委員長にお願いしたいと存じます。委員長、よろしくお願い致します。

【廣田委員長】

それでは、次第に従って審査を進めてまいります。案件1【委員会の公開・非公開】を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

【事務局】

事務局から、案件1、委員会の公開・非公開について説明いたします。本委員会の公開・非公開についてですが、本委員会は、審査委員会設置要領第2条に基づき、提案書等の審査及び受託者の選定に関することが主な内容となっており、これらの内容は、今後予定している企業が申請してくるアイデア等の技術情報や信用情報に係る機密内容等を取り扱うことから、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れのあるものにあたり、これらは門真市情報公開条例第6条（2）の不開示情報に該当しますので、非公開とすることが適当であると考えております。

このことについて、委員会にて御検討をお願いしたいと思います。

【廣田委員長】

ただいま、事務局から委員会を非公開としたいとの提案がありましたが、委員の皆さま、何かご意見ございますでしょうか。

【小野委員】

委員会については非公開で構いませんが、これは、議事録についても非公開という

ことですか。

【事務局】

議事録については基本的には公開しますが、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れのあるものについては非公開といたします。

【小野委員】

わかりました。

【廣田委員長】

それでは、事務局の提案どおり、本委員会の委員会は非公開といたします。議事録については基本的には公開、一部非公開とします。

続きまして、案件2【提案募集説明書（案）】を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

【事務局】

案件2、提案募集説明書（案）について御説明申し上げます。資料3をご覧ください。

本説明書は、民間事業者が、公募型プロポーザル方式に参加するにあたり、必要な事項、参加申込方法等を定めたものであります。公募型プロポーザル方式の全体の流れとしましては、公募型プロポーザル方式にて業者選定を行う旨をHP上で公開し、参加事業者を募集し、参加事業者から提出される提案書及び参加事業者が実施するプレゼンテーションをもとに、本委員会で評価していただき、受託候補者を決定していただくものとなっております。

提案募集説明書の構成といたしましては、1ページの目次のとおり、趣旨、対象業務の概要、企画提案募集要領、提案の審査、契約、そして様式類となっております。それでは、提案募集説明書の内容の説明に移ります。

まず、3ページの趣旨につきましては、本業務において、水道料金システムの構築・運用も含めた委託業務であることを明記し、対象業務の概要で、業務名、委託期間、業務等の内容、提案限度価格等を明記しております。提案限度価格につきましては、5ページのとおり5年間で税込み949,201,000円と設定しております。

次に、同ページにおきまして、公募型プロポーザル方式に参加するにあたり必要

な資格を規定しております。参加資格の中で主なものとしまして、6ページに記載されている(4)本市の令和6年度一般委託入札参加資格者名簿に業種「検針・収納業務」で登録してある業者であること、(7)の受託実績として、過去5年（令和元年度から令和5年度）の間に全国で25,000戸以上の同種業務（水道料金システム等を持ち込み、各種受付、検針及び料金徴収業務）の一括元請実績があることとしております。

次に、公募型プロポーザル方式の実施スケジュールを記載させていただいております。スケジュール案としましては、HPでの募集を7月中旬に行い、8月中旬まで参加業者を募集し、参加申込をしてきた業者の審査を8月下旬頃に行い、結果通知書を送付します。その後、提案書の提出を受付し、その内容に基づいて10月頃にプレゼンテーションを実施させ、審査結果の通知を同月下旬頃に送付した後に、受託候補者との契約締結を令和6年12月頃に予定しております。

プレゼンテーションの審査の日程につきましては、後日、あらためて日程調整させていただきたく考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、この日程についてはあくまで、本日時点の仮の日程となっております、今後調整をしていく予定です。

次に11ページの提案の審査・契約であります。評価項目及び配点につきましては、12ページから記載しております。評価の着眼点のポイントごとに、5点の配点を行っております。例えば、会社概要、財務状況の項目であれば、ア・イと2つの着眼点がありますのでそれぞれに5点、計10点という配点となっております。その小計の積み重ねで評価項目の合計点が365点となります。この365点と提案価格点の合計点で評価点となります。

提案価格への配点は、前回は430点中65点とし、割合を15%といたしました。配点比率を高くするほど提案価格による評価点への影響は大きくなり、経済的な側面から見ますと有意義ですが、プロポーザル方式による選定意義が薄れる傾向となりはしないか。また、現在の受託者が参加すればイニシャルコストが当然、現在の受託者はかからない為、その面で価格では当然有利となるのではないかと考えております。事務局としては前回同様65点、割合にして15%が価格点として妥当であると判断しました。

評価の着眼点のポイントにつきましては、各業務において、重要な項目を抽出し、作成しております。委員の皆さまには、資料4にあります評価点数表を用いて評価していただきます。

評価点につきましては、17 ページ 4「審査基準」に記載のとおり、価格評価点を除く、各委員の持ち点365点の6割を最低基準とし、最低基準に満たないプロポーザル参加者は選外とすることにより、極端に低い評価の提案業者を除くことといたしました。また、評価点と同点かつ見積額が同額の場合は委員会で協議して順位を決定することにしておりますので、御理解をお願いいたします。提案募集説明書（案）の説明は以上です。

尚、事務局といたしましては価格点の割合につきまして、15%で良いか、各委員の御意見をいただき、参考にさせていただきたいと考えております。

【廣田委員長】

ただいま事務局より、提案募集説明書（案）と提案価格の配点比率について説明がありました。まずは、提案価格の配点比率についてどなたか意見はございますか。

【小野委員】

その他のプロポーザルでは、どういう配点比率になっているか教えていただけますか。

【事務局】

他の所、参考にしてみました。例えば給食調理の業務委託では、120点の内5点。率にして4%という所です。生活保護の就労支援の委託契約では、そもそも価格の部分は点数に入れておりません。提案点数が同一であった場合に、価格を参考にしているみたいです。

【山口委員】

プロポーザルなので、確かに価格を基準に入れなくてもいいんですが、さすがに、金額が大きいので全く入れないというのも違和感があると思います。

【松岡委員】

そうですね。他のプロポーザルより、価格の比率も高いので良いと思います。

【野崎委員】

そうですね、妥当と思います。

【廣田委員長】

それでは、いろいろと御意見がありましたが、提案価格の配点比率については、事務局提案の 15 %が妥当と思われませんが、委員の皆様いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【廣田委員長】

他に提案募集説明書について質問がある委員はいますか。

【小野委員】

P 5 に提案限度額が記載されていますが、前回のプロポーザルの先は何社の申込があったのか。また前回の提案限度価格と各申込者の提案価格はいくらでしたか。

【事務局】

前回の申込は 1 社のみであり、現在業務委託しているフジ地中情報(株)です。提案限度価格は、773,443,000 円です。提案価格については、748,440,000 円であり、

落札率
にすれば約 96.8 %となります。

【松岡委員】

P 6 に、本プロポーザルへの参加資格として、過去 5 年の間に、全国で 25,000 戸以上の同種業務の一括元受実績があることとありますが、門真市はざっくり何戸あるのですか。

【事務局】

資料 7 「基準業務量」に記載のとおり、量水器設置戸数として約 50,000 戸です。

【松岡委員】

ではなぜ、50,000 戸としていないのですか。

【事務局】

50,000 戸としても良いのですが、そうすると過去 5 年間の間に、門真市と同程度の
自治体から、委託を受け契約した会社しか応募出来ません。その為、応募の段階で、現在の受託企業の他にも、色々な企業が募集できるよう、間口を広げる為、25,000 戸としております。委員の皆様方の意見をいただければと考えています。

【山口委員】

確かに 50,000 戸とすれば、安心感はありますが、新規参入者としてはハードルが高
いような気がしますね。

【野崎委員】

あまりに低くハードルを設定すると、それはそれで業務を安心して任せても良いのか心配になりますし、難しい所ですね。

【西岡副委員長】

そうですね。事務局提案の 25,000 件、おおよそ門真市の半分くらいの戸数の検針を
委託されていれば、一定程度の担保はされているでしょうし、妥当な所かもしれませんね。

【廣田委員長】

隔月で検針しているから、そういう意味合いもあってということですね。では、事務局提案のとおり、25,000 戸以上としてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【西岡副委員長】

P 17 の 4 審査基準の最低基準についてですが。前回のプロポーザルの際は、5 割となっていたと記憶していますが、今回の最低基準を 6 割と変更しているのは、何か理由があるのですか。

【事務局】

審査の基準として、提案価格に関する点を除いた、総点数の半分しか満たしていない提案でも採用するというのは、基準として低いと感じ 6 割としています。また今年度、本市でプロポーザルを実施しているものが、4 つ程あるのですが、どのプロポーザルも最低基準は 6 割となっておりますし、総務課が作成している評価基準の雛形においても、当該部分は 6 割となっておりますし、その辺りも参考にさせていただきました。

【委員長】

ご意見、ご質問ございますでしょうか。

【全委員】

なし。

【委員長】

では、本提案募集説明書につきまして、異議なしと認め了承することといたします。それでは、次の案件に進みます。案件3 【水準書（案）】を議題とします。事務局からの説明を求めます。

【事務局】

資料5を御覧下さい。門真市水道料金等収納業務の水準書（案）について御説明申し上げます。

水準書4ページをお願いします。一般事項1. 目的について、本水準書は、受託事業者が委託業務を実施するにあたり、必要な事項を明記しています。委託業務は門真市全域におきまして、令和7年10月1日から令和12年9月30日まで業務を行います。

業務の範囲は、(1)「窓口及び電話等受付業務」から(13)「データ入力及び各種帳票発行業務」までの水道料金等に関わる全般的な業務の内容についてとなります。

また、(14)は、受注者が変更となった際の引継ぎ業務の内容について、(15)は、水道料金システムの構築や各種業務が契約日から業務開始日までの間の稼働準備の内容についてとなります。5ページ5の【法令等の遵守】は、水道等個人情報に関する各種法令等を遵守することについて、5ページから6ページの6から14までは、業務の執務場所、時間、業務責任者などについて記載しており、執務場所は、泉町浄水場内または、必要であれば受注者の費用において別途できること、窓口の開設時間は、原則として平日の午前9時から午後5時30分までとし、業務延長や営業時間外の出入りについては、別途協議としております。また、業務従事者は受注者にて確保し、発注者に届けを提出することとし、業務を管理する総括責任者及び業務責任者は、受注者が十分な実務経験を持った者を選任し、各業務の運営を管理することとします。

現金取扱者は受注者が指定し、発注者に提出した者に、領収印の管理をすることとし、毎日の収納金等は泉町浄水場にて、経営総務課に渡すものとします。

7ページ 【15経費の負担等】についての内、金融機関の口座振替、コンビニエン

ストア等の収納手数料は発注者の負担とし、これ以外の事務所費、通信費、営業車両、印刷製本費などの経費は受託者の負担とします。詳細は別紙1（33ページから35ページ）に記載しています。【16個人情報の保護】について、使用者の住所、氏名、毎月の使用水量、口座振替のための口座番号などの個人情報を保存しているため、法令に基づいて個人情報の取扱いを適正に行なうこととします。

次に【第2 業務従事者の厳守事項】の1から3について、業務従事者は制服を着用し、名札、業務従事者証を常に携行し、検針等により、お客さま宅を訪問する際にも不信感をもたれないように言葉遣いなどに注意することとします。8ページの【4 その他遵守事項】として、水道料金以外の金品を受け取ってはならないこと、個人の所有物件の取り扱いについて細心の注意を払って、処理することとしました。

次に【第3 その他】としまして、事故発生時の対応、電子データ及び関連文書の保存、業務状況報告会議の実施、宿日直業者との連絡調整を行うこととします。次に、10ページ 【II 委託業務の内容】の【第1 委託業務の内容】として【1 窓口及び電話受付業務】については、上下水道の使用開始・中止・送付先変更などの各種届けの受付と登録、各種証明書の発行、上下水道料金に関することなど直接、使用者からの届けや相談、問い合わせ、苦情対応などの業務とします。【2 量水器点検、検針業務】については、ハンディターミナルを使用して、毎月又は2ヶ月に1回定期的に各戸を訪問して水道メーターの指示数を検針すること。閉栓中、給水停止中のものも含め、すべての量水器について水道メーターの指示数を検針し、使用水量のお知らせを投函すること。また、検針の際、水量が前回と比較して異常に減少していたり、増加しているなど何らかの異常があればその旨を知らせ、使用者に前回検針以降の水道の使用状況についてお聞きし、原因を調査すること。漏水しているようであれば修理を使用者にお願いすること。その他、検針時には家屋の取り壊し、漏水、水道メーターの検定期間、故障、ガラスの破損、不正使用など注意することがあります。

11ページ 【3 再検針業務】では、メーターの上に鉢植えや自転車、犬などの障害物により、検針が不十分であった場合や検針データに不備があった場合、また、苦情、要望等があった場合は後日、再度訪問しメーターの確認をすることとしております。12ページ 【4 量水器の取り付け、引き上げ業務】については、使用開始届けがあった水栓に水道メーターが取り付けられていない場合、その取り付け業務をする

こと。また、一般住宅・文化住宅などの解体が行われる場合、紛失されないよう水道メーターの引き上げ業務をすることとしております。

【5 調定及び調定更正業務】については、検針に伴う水道料金等の算定及び、使用中止等に伴う検針に伴わない水道料金等の算定後、請求を漏れなく実施すること。毎月、現年度および過年度ごとに調定金額、収納金額、未納金額を確認して調定賦課に関する資料を報告すること。また、還付、調定更正、不納欠損などに関する報告並びに使用者の破産競売手続等に係る事務処理を実施することとしております。

13 ページ 【6 収納業務】については、窓口での水道料金等の入金、納入通知書の作成、抜き取り、抱き合わせ、発送、あて先不明分の納入通知書等の調査及び配布、コンビニエンスストア、口座振替のデータ処理などがあります。また、口座振替に関する各種お知らせの作成と発送をすることとしております。

14 ページ 【7 開閉栓業務】については、開栓はお客様の届けにより、使用される日までに水道が使えるようすること。閉栓はお客様の届けにより、使用を中止される日又はその翌日に水道が使えないようにすること。このとき、残った水道料金等も含めて精算することとしております。【8 滞納整理業務 9 給水停止業務】については 納入通知書並びに督促状等を発送した後、納入期限を過ぎてもなお入金にならない場合、給水停止予告書と督促状を送付すること。それでも、入金や連絡の無い分について給水停止を行うこと。また、使用開始の届けを提出せずに使用を続けている分についても同様に給水停止をすること。その後、入金などがあれば解除を行うこととしております。なお、入金がない場合、未収となっている水道料金等についてあらゆる方策を駆使し、徴収に努めること。また、訪問した記録や交渉を行った記録を残し管理することとしております。

15ページから16ページ 【10水道料金システム運用業務】、【11発注者に対する情報提供】 【12データ入力及び各種帳票発行業務】について、水道料金システムの内容に関しては19ページ以降、詳細に記載していますがここでは、委託業務を実施するに当たり迅速かつ的確に処理できることを要件とし、水道料金システムの運用に関する業務について説明しています。

17 ページ 【13 業務引継】について、委託業務期間が満了したときなどの業務引継は、委託業務に関する一切の事務と水道料金システムの内容及びデータも含め、次の業者に引き渡すこととします。その際、水道料金システムのデータの移行に関する費用は受注者の費用負担とします。契約満了前の契約の解除の時は、委託業務期間内の指定する日まで水道料金システムを無償貸し出しすることとします。17 ページ 【14 稼働準備】について、契約締結日から前契約の満了日である令和7年9月30日までに、稼働準備を終了しておくには、システム構築にはある程度の期間を要すること、また他の業務の引継ぎ等を考慮すると契約は、令和6年12月頃から遅くとも令和7年3月までに行う必要があります。

【15 災害協定】について、災害時の応援に関する協定書について締結することとします。なお、内容については資料6のとおりです。

第2 収納業務指針 【1 収納率等の向上】について、受注者は民間活力を発揮していただき、17 ページに記載の収納率を目指していただきます。なお、この数値は水道ビジョンをもとにしています。

18 ページ 2 から 4 については水道料金等に関する苦情、誤検針、料金請求誤りについて、その対応、報告を受託者内部でとどめることなく正確に報告すること。

19 ページから 32 ページにかけて水道料金システムについて必要な要件を説明しています。項目として第1 水道料金システム遵守事項 19 ページ 第2 計算業務の内容 22 ページ 第3 水道料金システムの設備等、24 ページ 第4 水道料金システムの稼働等、24 ページ 第5 水道料金システムの機能 31 ページ 第6 その他 33 から 35 ページ 別紙1の経費の負担区分について、先ほど述べましたとおり「経費の負担区分」の明細です。

36 から 39 ページ 「個人情報取扱特記事項」は、市で統一的に策定されました特記事項です。業者と委託契約を締結する際の業者が、遵守しなければならない個人情報の取り扱いについて規定しています。

続きまして、資料7から10について説明させていただきます。資料7は、令和3年度から令和5年度の業務量を掲載しています。内容は窓口電話受付件数、開閉栓件数、量水器点検件数、量水器設置数、調定、収納の件数と金額を年度別に出しました。

次に、納入通知書、督促状の発行時期と件数並びに帳票印刷に掛かった費用、口座

振替の各種お知らせの発送時期と件数、閉栓による清算件数、給水停止の時期と件数を掲載しています。

また、水道料金の支払いができる金融機関とコンビニエンスストアの一覧と発送している郵便物の年間件数とその費用を記載しています。

資料 8 から 10 について、現行の水道料金等収納業務フロー、検針等スケジュール各種帳票を付けました。参加希望業者は、この基準業務量及び資料を参考に提案価格を見積もっていただけるものと考えております。説明は、以上となります。

【廣田委員長】

非常に長い説明、ありがとうございました。ただいまの説明について、何か質問等はございませんでしょうか。

【野崎委員】

水準書ではかなり多くのポイントがあると思いますが、前回の水準書から追加した部分というのはありますか。

【事務局】

P 15 にあります、【 11 発注者に対する情報提供】の (4) ①の調停集計の部分について、追加しています。

また、P 16 にあります、【 12 データ入力及び各種帳票発行業務】の(7) 毎営業日 17 時 30 分までに、宿直対応用データについて、を追加しております。なお、この部分は現在こちらで対応しております。

【山口委員】

P 17 の収納率の向上の部分に書いてある、収納率の数値は何を参考に作成されていますか

【事務局】

水道ビジョンの達成に向けたロードマップというものを作成しております、そこで収納率の達成目標を掲げております。その数字を元に作成しました。

【松岡委員】

P 17 の、【 15 災害協定】とは、どのような内容を想定していますか。

【事務局】

別添資料の6に災害協定がございます。現状このような内容を想定しております。
何か付け加えた方が良い部分等あれば、ご意見おねがいします。

【全委員】

協定書は、この内容で問題ないと思います。

【廣田委員長】

P 28 の ⑤に二重消込みとは何ですか。またどういった場合に発生するんですか。

【事務局】

二重消込みは一つの調定に対して、例えばコンビニで払ったものと同一のものを窓口で払った場合などに二重に消し込まれている状態が発生します。そういった場合は、還付処理などを行うことにより過払いを解消します。

【廣田委員長】

他に御質問等ございますでしょうか。

無ければ水準書（案）につきましては了承としますがよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【廣田委員長】

異議なしと認め、了承といたします。

続きまして案件4【その他】についてですが、皆様方から何か御意見等ございますでしょうか。どんなことでも結構です。

【事務局】

事務局から一点ございます。提案募集説明書のP5～6に、本プロポーザルに参加するのに必要な資格が書いてありますが、その中の4 本市の令和6年度一般委託入札参加資格名簿に業種「検針・収納業務」で登録している業者とあります。現在確認した所、37社ございました。実際に公募する際に、たくさんの業者に参加してもら

う
ことが、競争原理が働き、良いと思っているのですが、どこまでメール等で周知するか決めかねておりました。1. すべての業者に声をかける 2. こちらで大阪府内の実績をHP等で確認し、ある程度の実績がある所に声をかける、3. HPで周知しているのだから、メール等は送らない。のざっくり3つの方法があると思いますが、

どれを選択するのか、意見頂戴出来れば。

【小野委員】

3のHPでの周知のみというのは、やはり現在の業務委託をしている会社が、いつ委託期間が終わるかわかっているんで、その会社が有利になるので、良くないでしょうね。

【山口委員】

2についても、調べれば各社の府内の実績はわかるんですが、府内で実績が無ければ参加できないと、他の業者を切ってしまうのも、もったいないですね。そもそも他府県で実績があれば提案募集説明書の要件は満たしている訳ですし。

【野崎委員】

そうですね。それに、こちら側で府内の実績を見るというのも、見落としがあるかもしれませんし。1でいいんじゃないですか。

【松岡委員】

全ての業者に声をかけても、提案募集説明書のP6の(7)にあるとおり、過去5年間で25,000戸の実績という部分で、ある程度の縛りがあるので、問題ないのではないのでしょうか。

【西岡副委員長】

37社声をかけても、37社全てが申し込んで来るわけでも絶対ないですし、松岡委員が言うように、実績である程度の縛りをかけてるので、これ以上こちらサイドで、門戸を狭くする必要性は感じませんね。

【廣田委員長】

では、事務局案でいう所の1.すべての業者にメールを送るという事でよろしいですね。

【全委員】

異議なし。

【廣田委員長】

1点私から質問ございます。この委託期間中に、大阪広域水道企業団との統合がないとは言い切れないところがあるんですが、その上で5年間発注してしまって不都合とかはないのか、何かお調べされている部分があれば教えていただけたら助かります。

【松岡委員】

事務局ではないですが、大阪広域水道企業団の方に、以前確認したことがありまして、もし統合したとしても、今契約中の業務委託とか、あとはシステムの委託につきましては、その契約の更新までは使っていただいても構わないですとの話を聞いています。それ以降につきましては、その時点で検討をするという回答をいただいていますので、契約は5年間で問題ないと考えております。

【廣田委員長】

ほぼ、システムの問題がというところが中心となるという考え方で動いているところですね。システムについては、ある一定の期間が切れればそこから開発するということですね。

【松岡委員】

細かいところまでは、まだ決めていないということでしたので、今後取り決めによって、この流れになっていくであろうというのは、大阪広域水道企業団も言っていましたので、システムについても統合していくものだと考えておりますが、現状この5年間については、問題ないと考えております。

【廣田委員長】

わかりました、ありがとうございます。他になければ、事務局今後のスケジュールについて説明をお願いします。

【事務局】

今回承認いただきました、水準書等をもって、業者を公募いたします。期間については7月中旬から8月中旬を予定しています。締め切った時点で、委員の皆様には、どのような会社が応募してきたかお知らせいたします。その後、応募企業から提案書をいただいた時点で、プロポーザル実施の日程調整をさせていただきます。おおよそ10月頃と考えております。また、本日の委員会の議事録について、作成次第皆様に目をとおしていただき、間違いがないか確認を取らせていただこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上になります。

【廣田委員長】

委員の皆様方よろしいでしょうか。以上をもちまして本日の第1回水道料金等収納業務委託プロポーザル審査委員会を終了といたします。本日は長時間にわたりご協力

ありがとうございました。